第2号様式(1)-3

(JV発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告土施第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和6年4月22日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

Т	未伤例安				
(1)	業	务	名	入米島高校特別教室棟改築工	事監理業務
(2)	建 設	場	所	入米島町	
(3)	業務	内	容	寺別教室棟改築工事に係る監 (別冊仕様書のとおり。)	理業務
(4)	履行	期	限	契約締結日の翌日から令和7年	F3月31日まで
(5)	発 注	形	態	设計共同体 (JV) 発注	
(6)	資格審	査 方	法	事後審査型	
(7)	その他適用のあ法令、制度		等		L案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格ない者は落札者となることができない。
	本案件は、〇印を付し				客に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要がある 客札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
				準備手続 続であ (予算成立前) 予算案	売は、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手 が、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初(補正) が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後におい 国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
					売は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力 る事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
				準備手続 生じる (繰越承認前) 場合は	売は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を 事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された 延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係 翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
				債務負担行為業務 ※本業	劣は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適用するも	支術者單			务の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参 司単価を適用して見積りを行い入札すること。

1の2 設計共同体(以下「JV」という。)の結成にあたっての要件

(1)	2 社共同体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該 <mark>業務</mark> に関し、2つ以上の共同体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の <mark>履行</mark> 能力を有し、かつ最大の出資比率の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
(6)	管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
(7)	代表者以外の構成員には1名以上の主任担当技術者が所属していること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア	プログログログ J V の全ての構成員に必要な資格に関する事項										
(1)	業 種	区	分	建築関係建設:	コンサルタント		2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタン 格者名簿に登録があること。				
(2)	測量及び建設コンサル タント等業務入札参加 資格者名簿			令和5	• 6 年度	なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。					
(3)	登 録	業	種	代表構成員	建築一般		(2)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿において(3)の業				
(0)	立。於	*	11年	その他構成員1	暖冷房、衛生、 は電気設備積質	电风、微微成调慎异义 算	種が登録されていること。				
(4)	有 資	格	者	代表構成員	一級建築士 (1人以上)	(4)に示す有資格者が所	所属していること。				
(1)	н д	TIT		その他構成員1	ウ(1)電気 又は機械参照						
(5)	地 域	要	件	豆 仕	件	件	件	代表構成員	沖縄県内	資格者名簿において県内	P縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録 コンサルタント名簿に登載されており、本社住所が(5)に
(0)	地域	女		その他構成員1	沖縄県内	示す地域内であること。					
(6)	格作	+	け	代表構成員	A		建築課が作成した令和5・6年度建築関係コンサルタン)において(6)に示すランクの事務所であること				
(0)	111111111111111111111111111111111111111	J	()	その他構成員1	-						
(7)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。										
(8)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。										
		入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。									

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条 第2項の規定に抵触するものではない。

資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(7)子会社等(会社法 (平成17年法年第86号) 第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

人的関係

(9)

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)であ

(7)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他 方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社のの執行役 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者(4)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

人的関係があると認められる場合

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要 (10)請があり、当該状況が継続している者でないこと。

イ JVの代表者に必要な資格に関する事項

_1		Vの代表名に必要な貨格に関する事項					
		以下の全てに該	亥当	台する業務の実績(以下「業務実績」という)を有すること。			
		対象期	間	自 平成26年4月1日	左記の期間内に下記の全てを満たす1件以上の業務実績を有すること。		
		刘 家 朔	印]	至 入札日の前日まで	左記の期間PMに下記の主くを個にり 1 件以上の未份夫額を有りること。		
		建築物用	途	令和6年国土交通省告示第8	号別添 2 第三、七、八、十一、又は十二号に掲げる施設		
		主たる構	造	鉄筋コンクリート造			
		延べ面	積	500㎡以上			
(1)	業務実績	業務内	容	次のア〜ウのいずれかに該当 ア 基本設計 (新築又は改築 イ 実施設計 (新築又は改築 ウ 工事監理 (新築又は改築	又は改修又は解体)		
		発注	者	共団体等」という。) ※1 他の地方公共団体 ※2 その他の公共団体 等)、営造物法人(公庫、2 う。	(※1)、その他の公共団体(※2)又は独立行政法人等(※3)(以下、「公 なは、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。 なは、公共組合(健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合 公団、事業団)、地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公団)をい は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法		
		備	考	設計共同体の構成員としての	つ業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。		

<u> </u>		直丁	<u> 疋及</u>	術者に	_関	する事項				
		下記	の要値	牛を満	たす	管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。また、各技術者はそれぞれ1名とする。				
			資		格	一級建築士				
		管	業	務 実	績	平成26年4月1日以降に完了した1件以上の、イ(1)に示す業務実績を有していること。				
		1.1.	雇丿	用関	係	過去3ヶ月以上にわたりJVの代表者と直接的な雇用関係があること。				
		12 術者	手持ち業務			手持ち業務の契約金額(設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)が2.5億円未満かつ件数が5件以下であること。 (「手持ち業務」とは沖縄県土木建築部発注業務のうち、「本業務と同一の業種区分」で、入札日の7日前までに落札決定があったものを対象とする(設計意図伝達業務及び契約金額100万円未満の業務を除く)。以下同じ。)				
	配					主任担当技術者は、下記の分担業務分野ごとに配置し、分野ごとにいずれかの資格を有すること。				
	置			総	合	一級建築士、二級建築士				
(1)	予定		23	構	造	一級建築士、構造一級建築士				
	技術者	主任	分野	業務分野	業務分野	業務分野	業務	電		建築設備士、技術士(電気電子または総合技術監理部門(電気電子))、一級建築士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士
	1	担当技術者					機	械	建築設備士、技術士 (機械部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。)、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門 (選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。))、一級建築士、設備設計一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士	
			所	所 属		主任担当技術者は沖縄県土木建築部における令和 5・6年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている事務所に所属している者であること。				
			手持	≧持ち業務		手持ち業務の契約金額(<mark>設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)</mark> が1億円未満かつ件数が2件以下(電気及び機械分野は4件以下)であること。				
		技	術者	の兼任	£	・管理技術者と主任担当技術者(総合)は <mark>兼任できる。</mark> ・主任担当技術者と他の主任担当技術者は 兼任できない。				

___ エ その他__

(1)	業	務	の	再	委		・分担業務分野のうち、「 <mark>総合」を再委託しないこと</mark> 。 ・業務の一部を再委託する場合、再委託先である協力事務所は、当該協力事務所が本県の指名停止措置を受けて いないこと。
(2)	そ(の	他	の	条	件	_

3 入札手続等

3 7	人札手続等						
(1)	手続方法	」ある。ただし、	、代表者の変更等	提出から落札者決定まで)を電子入村で電子入札によりがたい場合は、紙刀いては、「8 電子入札に関する事項	、札へ移行するこ	とができる。	
		入札運用基準 ※【沖縄県士 http://www.pi九・電子入札シ ・紙入札によ 【沖縄県電	(※)」に基づく 二木建築部契約関 ref. okinawa. jp/ ステム利用者が終 り電子入札案件へ 子入札ポータルも	合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先所要の手続を、電子入札システムの7系例規集>1-17】 ite/doboku/gijiken/nyuusatu/keiya 入札へ移行する場合「紙入札方式移行参加する場合「紙入札方式を加申請書イト>4. 様式・マニュアル】 . jp/site/doboku/gijiken/ebidporta	、札締切日時まで kukannkeireikis 近申請書」(様式 音」(様式第3号)	に経ること。 yuu. html 第4号)	
(2) 言	受計図書の配布	期間	公告日~ 令				
,		E 7 * + × +	中縄県電子入札	ポータルサイト内、入札情報シスラ	ームからダウンロ	ュード	
		配布方法	https://www.ep	-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/	EjPPIj?KikanNO=4	1700000	
		問い合せ先	沖縄県土木建築	部 施設建築課 電話番	랑 098-866-24	416	
	设計共同体	提出期間		和6年5月2日	-ul.) -		
1	協定書等の提出			び祝日を除く毎日、午前9時から午後	時まで		
				具那覇市泉崎1丁目2番2号 施設建築課 企画班		提出	1部
			第話: 098-866-1			部数	1 🖽
				よるものとする。配達が確認できる	方法で送付する	5こと。	
		提出資料・	委任状(電子入村	.)			
(4)	人札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始入札締切	令和6年5月10日 (金) 9:00 令和6年5月10日 (金) 15:00			
			持参日時	令和6年5月10日(金) 15:00 令和6年5月13日(月) 9:50			
		持参による場合 (紙入札)	持参場所	沖縄県土木建築部第2入札室(県	<u></u> ·庁11階)		
		入札の方法	(1) 落札決定に を加算した金 金額) をもっ 者である的、 する金額(計 入札書に記載	当たっては、入札書に記載された金額 領(当該金額に1円未満の端数がある で落札価格とするので、入札者は、消 税事業者であるかを問わず、見積もっ 画通知等申請手数料は非課税額として 又は電子入札システムに登録すること 行う際は、代表者名義又は委任された	に当該金額の100 ときは、その端 費税及び地方消費 た契約希望金額の 見積る契約金額の。	数金額を切り 費税に係る詞 の110分の10 こ含まれます	り捨てた 果税事業 10に相当 す。) を
		積算内訳書の 提出	(参考様式あ (2) 積原内に 単位、 を 発り で で で で が に が に が に が に が に が に が に が に	入札に際し、入札書に記載される入札) を提出すること。 の様式は自由であるが、記載内容は最 び金額を明らかにし、商号又は名称並 ると共に、代表者印を押印すること。 出する場合は、代表者印の押印は不要 積算内訳書について、契約担当者(こ である。 ステムによ積算内訳書を提出する場合 1ファイルのみとし、最新のウイルスチェックを行うこと。	低限、業務名、A びに ただし、電子入札である。 れらの者の補助和 、添付するファイ	経費名称、数 モシステムに 者を含む。) イルの容量に	こより積 が な
		紙入札時の 注意事項	樂課へ提出する(2) 入札者は、(3) この公告の(4) 入札書のく(5) 代理人が入	は、上記の「電子入札システムによること。提出がない場合、入札が無効に自己の印鑑を必ず持参すること。記載に従い、入札書、委任状には業務じ番号(任意の数字3桁)を必ず記入す札を行う場合、委任状を持参することることができない。なお、委任状は、	なることがある。 名及び業務場所でること。 。委任状の提出が	を記入するこ	こと。

(5)	入札の辞退等	紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を提出すること。 また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(※)」に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html					
(5)	開札日時	令和6年5月13日 (月) 10:00 電子入札システムにより開札					
(6)	落札候補者の選定 及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者 (以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」とい う。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。)。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落 札候補者とする。					
		事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。					
(7)	審査にかかる 申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。					
		通 知 日 令和6年5月13日 (月) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。 提出期限 令和6年5月15日 (水) 17:00 まで					
		提出 先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁舎10階沖縄県上木建築部施設建築課 建築第2班電話:098-866-2416 提出 部数					
		提出方法 持参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること)。					
(8)	入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに電子入札システムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。 令和6年5月28日(火)(予定)					
(9)	落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落 札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。					
(10)	本入札に係る資料の取扱い	ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 オ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。					
(11)	その他	本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続きを延期又は中止する場合がある。					

入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

入札保証金の金額等は、見積る契約金額*)の100分の5以上とする。

*)見積る契約金額とは

入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消 費税相当額を加えたものをいう

(計画通知等申請手数料は非課税額として、見積る契約金額に含まれます)

ただし、沖縄県財務規則第100条第2項及び第102条に基づき、次の(1)、(2)に該当する場合は入札保証金の納 付を免除し、(3)、(4)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。 (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結 した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認 められる資料の提出があった場合。
- (3) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。
- (4) その他有価証券等の提出があった場合。

- なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)~(4)のいずれかに係る書類の提出のない者。 (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合。
- (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

	提	出	期	限	令和6年5月8日 (水) 17:00 まで
					沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
	提	E	Ц	先	沖縄県土木建築部 施設建築課 企画班
					電話:098-866-2416
入札保証金 (現金の場合)					①令和6年5月8日(水)12:00 までに「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。持参 又は郵送(配達が確認できる方法にて送付すること。)。持参する場合は、事前 に連絡をすること。
	提	出	方	法	②県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。メール又は持参。 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 メール: aa066508@pref.okinawa.lg.jp
					【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeirei kisyuu.html
	提	出	期	限	令和6年5月8日 (水) 17:00 まで
入札保証保	+=		Li	<i>H</i> -	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
険証券・入	提	出		先	沖縄県土木建築部 施設建築課 企画班
札保証書	提	出	方	法	持参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること)。
	そ	0	ク	他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
	提	出	期	限	令和6年5月2日 (木) 15:00 まで
過去2箇年の		出			沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
間に履行期限が到来した国	佐			先	沖縄県土木建築部 施設建築課 企画班
又は地方公共 団体等との実	提	出	方	法	持参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること)。
績により免除 に該当する場合	その他				沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する2件以上の実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上、次の①、②と併せて提出すること。 ①契約書の写し(当初契約書から業務完了までの改定契約書も含む。) ②業務完了がわかる資料の写し(検査結果通知書等)
有価証券等		受力	日日	庤·	受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めなければならない。ただし、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、免除とする。					

(2) 契約保証金

5 その他の事項

	ての他の事項	
(1	入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「建築工事監理業務委託契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-32 】 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html
(3)配置予定技術者の 確認	病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2 ウ (1) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(4)契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に 指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書 の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(5) 支払条件	<u>前 金 払</u> なし
		部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(6)業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業 務受託者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の受託比率 (元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。

6 本公告に関する質問及び回答

(1)	入札・契約手続		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
	に関すること	問い合せ先	沖縄県土木建築部施設建築課 企画班
			電話: 098-866-2416
(2)	上記(1)以外に		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
	関すること	問い合せ先	沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第2班
			電話: 098-866-2416
		66 BB +	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階
		質 問 書 提 出 先	沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第2班
			メール: aa066508@pref.okinawa.lg.jp
		提出期間	公告日~ 令和6年4月30日 (火)
		灰 山 朔 則	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
		提出方法	メール又は特参
		DE 田 万 区	※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
			質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札
			ポータルサイト内)に掲載する。
		回答方法	* https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000
			期間 回答日から 令和6年5月10日(金)まで
			※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 苦情申立て

(1)	がその理由に対し	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に 対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を 除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
		提出期限 大札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除 く。)とする。
		提出 先 沖縄県土木建築部施設建築課 企画班
		提出方法 苦情申立書(様式第1号)を持参又は郵送(提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。)。
(2)	再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、再苦情申立書(様式第4号)により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。
		ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 受付時間: 午前9時から午後5時まで
		イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話 098-866-2374

8 電子入札に関する事項		
電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準(※)」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知す る。	
(2) 障害発生時及び システム操作 問い合わせ先	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。	